



住まいあんしん倶楽部  
Supported by KME inc.

《工事保証体制》



		工事区分	保証対象	保証期間	保証の対象となる現象例	適用の除外	備考	
一 般 保 証	設 備 機 器	電灯配線 動力設備 テレビ配線 電話配管	配線・配管及び付属器具・分電盤	2年	故障、破損、取付ゆるみ、支持不良 ※工事箇所の不具合の場合に限る	電球、電池、パッキンなどの消耗品	製造メーカーの定めがある場合はそれによる	
		スイッチ コンセント インターホン チャイム	器具及び付属器具	1年				
		防災 防犯設備						
		給排水設備 厨房設備	給排水管及び衛生陶器・便槽・ユニットバス・厨房セット	2年				
			水洗器具・シャワー器具					
		給湯 冷暖房設備(ソーラー設備共)	配管・付帯器具・熱源機器及び放熱機器・ポンプ	7年		異物のつまり、凍結による破損、パッキンなどの消耗品 ※商品不良の場合にはメーカー保証内容に準ずる		
		ガス設備	配管及び付属器具	2年				
			ガス栓・ガス器具	1年				
	アクセサリ商品	仕上及び取付	1年	ゴムのガス管		ガス配管はガス供給事業者の規定による。 他のメーカー基準による。		
	雑 工 事	外部：ぬれ縁・パーゴラ・バルコニー・ フラワーボックス・ひじ掛け手摺・屋外階段等	仕上及び取付	2年		材質の変質、変形、割れ、反り、ゆるみの著しいもの		入居者の適切な維持管理を前提とする
		内部：造り付戸棚・収納家具・ カーテンレール						
	害	白アリ	防蟻・防虫処理を行った部分	5年		白アリ(イエ白アリ・ヤマト白アリ)の発生による被害、損傷	タタミ、ジュウタンに発生するダニ類	白アリについては土壌処理工事を行ったものを対象とする
	そ の 他	防露	床・壁・天井裏の断熱及び防露工事を行った部分	2年		水蒸気の発生がない暖房機器の通常の使用による結露水のしたたり	地域特性・立地条件・換気不足・水蒸気を大量に発生するような住まい方によるもの、サッシュ・ガラス及び浴室、便所、洗面所、非採暖室等の結露	
		外構工事	テラス・門扉・フェンス・カーポート・郵便ポスト・ インターホン・門灯(照明器具)・シャッター	1年		故障、破損、取付ゆるみ、支持不良、変形等の著しいもの		
犬走り・ポース・土間コンクリート・ブロック塀					変形などの著しいもの	著しい沈下、亀裂及びモルタルの剥離		

※<注>本保証における「著しい…」とは、本来持つべき機能を有しない場合または、通常修理が必要と思われる程度を言う

【保証免責事項】

- 火災、爆発等の予期しない外来事故、及び予想外の噴火、洪水、地震、暴風雨、積雪、凍結等の自然現象に起因したもの。
- 敷地周辺にわたる地盤の変動、土砂崩れ、地割れ、又は周辺環境、公害に起因するもの。
- 住宅の所有者、又は使用者の取り扱い方、維持管理が著しく不適切な場合、又は通常予測される使用状態と著しく異なる使用した事が起因の場合。
- 住宅の性質による結露、又は瑕疵によらない住宅の自然の消耗、摩滅、さび、かび、変質、変色、その他の類似の事由による場合。
- 使用材質の自然特性、あるいは経年変化にともなう現象で機能上支障のないもの。
- 入居者、又は第三者の故意、又は過失によるもの、及び重量物の使用による変形、破損等の場合。
- 構造仕様、及び設備に影響を及ぼす請負者が関与しない増改築、補修に起因するもの。
- 本体工事の施工部分以外の既存建物からの影響によるもの。(増改築・改修工事のみ適用)
- 引渡し後、屋根に、ペランダ、物干し、アンテナ、水槽等の取付けを行い、これに起因するもの。
- 注文者の支給材、及び機器類、又はこれに起因するもの。
- 請負者が不適当なことを指摘したにもかかわらず、注文者が採用させた材料、部品、設備、器具、施工方法に起因するもの。
- 仕上げのキズで引渡し時に申し出がなかったもの。
- 契約時、実用化されていた技術では予防することが不可能な現象、又はこれが原因で生じた事故による場合。
- 保証期間経過後、請負者に申し出があったもの、又は保証該当事項の発生後すみやかに申し出がなかったもの。
- 前各号による場合のほか、別表の“適用の除外”欄に掲げるものに該当するもの。
- 当社発行の保証書を持ってない方。※付属設備等について、メーカーの保証期間の定めがある場合にはメーカーの保証期間によるものとする。